

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R1.11.2	住居表示変更	変更前	郵便局	740590	篠栗郵便局	-	福岡県糟屋郡篠栗町尾仲65-1	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	740590	篠栗郵便局	-	福岡県糟屋郡篠栗町中央4-1-20	-	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.1	業務変更	変更前	営業所	418050	田原簡易郵便局	○	大阪府四條畷市田原台5-17-20	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	郵便局	418050	田原簡易郵便局	○	大阪府四條畷市田原台5-17-20	-	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.1	住居表示変更	変更前	郵便局	782840	池田郵便局	-	鹿児島県指宿市池田3876	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	782840	池田郵便局	-	鹿児島県指宿市池田3876-3	○	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.1	住居表示変更	変更前	郵便局	821830	駒ヶ嶺郵便局	-	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺町尻1	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	821830	駒ヶ嶺郵便局	-	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字新町79	-	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.2	移転	変更前	郵便局	012750	上野三郵便局	-	東京都台東区上野3-28-4	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	012750	上野三郵便局	-	東京都台東区上野3-21-5	-	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.2	移転・改称	変更前	郵便局	032530	本庄仲町郵便局	-	埼玉県本庄市中央1-8-2	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	032530	ビバモール本庄郵便局	-	埼玉県本庄市中央2-4-60	-	○	○	○	○	○	-	-
R1.12.2	契約締結・移転	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	088410	鯉沢鬼島簡易郵便局	○	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢前山5324	○	○	○	×	○	○	-	-
R1.12.2	住居表示変更	変更前	営業所	318100	神野簡易郵便局	○	石川県鳳珠郡能登町鶴町5113-1	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	318100	神野簡易郵便局	○	石川県鳳珠郡能登町鶴町5-113-1	○	○	○	×	○	○	-	-
R1.12.2	住居表示変更	変更前	営業所	438230	鷹巣簡易郵便局	○	兵庫県宍粟市千種町鷹巣1120	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	438230	鷹巣簡易郵便局	○	兵庫県宍粟市千種町鷹巣1113-15	○	○	○	×	○	○	-	-
R1.12.2	移転	変更前	郵便局	442420	京都浄土寺郵便局	-	京都府京都市左京区浄土寺下馬場町112	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	442420	京都浄土寺郵便局	-	京都府京都市左京区浄土寺馬場町16	-	○	○	○	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R1.12.31	契約解除	変更前	営業所	517480	備後落合簡易郵便局	○	広島県庄原市西城町小島原55-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.12.31	契約解除	変更前	営業所	557460	玉江浦簡易郵便局	○	山口県萩市山田5153	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.12.31	契約解除	変更前	営業所	788180	求名広橋簡易郵便局	○	鹿児島県薩摩郡さつま町求名12572-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.12.31	契約解除	変更前	郵便局	838460	二戸堀野簡易郵便局	○	岩手県二戸市堀野馬場44-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.12.31	契約解除	変更前	営業所	847860	中島簡易郵便局	○	青森県南津軽郡藤崎町中島種元165	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R1.12.31	契約解除	変更前	営業所	867860	小深見簡易郵便局	○	秋田県男鹿市払戸小深見74-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。